

改正案

現行

（委託者及び受託者と密接な関係を有する者）

第一条 担保付社債信託法（以下「法」という。）第八条において準

用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十三条第二項に規定する委託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

（新設）

一 当該委託者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は使用人

二 当該委託者の子法人等

三 当該委託者を子法人等とする親法人等

四 当該委託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該委託者及び前二号に掲げる者を除く。）

五 当該委託者の関連法人等

六 当該委託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）

七 当該委託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該委

託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

2 法第八条において準用する信託業法第二十三条第二項に規定する受託者と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げるものとする。

- 一 当該受託者の役員又は使用人
- 二 当該受託者の子法人等
- 三 当該受託者を子法人等とする親法人等
- 四 当該受託者を子法人等とする親法人等の子法人等（当該受託者及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 当該受託者の関連法人等
- 六 当該受託者を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 当該受託者の特定個人株主

八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、当該受託者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

3 前二項に規定する「特定個人株主」とは、その総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える対象議決権（信託業法第五条第五項に規定する対象議決権をいう。）を保有する個人をいう。

4 第一項及び第二項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、第一項、第二項及び次項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

5 第一項及び第二項に規定する「関連法人等」とは、法人等（当該

法人等の子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第二条 法第八条において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託会社（法第一条に規定する信託会社をいう。以下同じ。）の役員又は使用人

二 信託会社の子法人等（前条第四項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。）

（信託会社と密接な関係を有する者の範囲）

第一条 担保付社債信託法（以下「法」という。）第八条ノ二において準用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十九条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げるものとする。

一 信託会社（法第一条に規定する信託会社をいう。次項を除き、以下同じ。）の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この項において同じ。）又は使用人

二 信託会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該信託会社の株式又は出資に係る信託業法第五条第五項に規定する議決権（ に掲げる者が信託業務を営む金融機関等である場合にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る同項に規定する議決権であつて委託者又は受益者が行使し、

又はその行使について当該信託業務を営む金融機関等に指図することができるものを除く。()の数の合計が、当該信託会社の総株主又は総出資者の同項に規定する議決権(以下この項において単に「議決権」という。)の百分の五十を超えていること。

— 当該者

— 当該者が法人その他の団体(以下この項において「法人等」という。)である場合におけるその役員及び主要株主(法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の十以上の議決権を保有している者をいう。 次号において同じ。)

— 又は に掲げる者の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。 次号において同じ。)

— に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等(法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。 次号において同じ。)及びその役員

— から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

— に掲げる法人等の関係子法人等(法人等が他の法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を

三 信託会社を子法人等とする親法人等（前条第四項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。）

保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。次号において同じ。）及び使用人が、当該信託会社の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

三 信託会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権（ に掲げる者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権であつて委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社に指図することができものを除く。）の数の合計が、当該法人等の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

当該信託会社

当該信託会社の役員及び主要株主

又は に掲げる者の親族

に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

から までに掲げる者が、法人等の総株主又は総出資者

- 四 信託会社を子法人等とする親法人等の子法人等（当該信託会社及び前二号に掲げる者を除く。）
- 五 信託会社の関連法人等（前条第五項に規定する関連法人等をいう。以下この項において同じ。）
- 六 信託会社を子法人等とする親法人等の関連法人等（前号に掲げる者を除く。）
- 七 信託会社の特定個人株主（前条第三項に規定する特定個人株主をいう。）
- 八 前号に掲げる者に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、信託会社を除く。以下この号において「法人等」という。）
- イ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）
- ロ 前号に掲げる者がその総株主又は総出資者の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する法人等

の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロイ から までに掲げる者並びにイ に掲げる者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(削る)

2| 信託会社が法第八条において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により担保付社債に関する信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての前項の規定の適用については、同項中「信託会社」とあるのは、「信託会社から担保付社債に関する信託業務の委託を受けた者」とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第三條 信託会社は、法第八条において準用する信託業法第二十九條第四項において準用する同法第二十六條第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第八条において準用する信託

2| 前項に規定する信託業務を営む金融機関等とは、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けて信託業務を営む金融機関及び信託業法第二条第二項に規定する信託会社をいう。

3| 信託会社が法第八条ノ二において準用する信託業法第二十二條第一項の規定により担保付社債に関する信託業務の委託をした場合における当該委託を受けた者についての第一項の規定の適用については、同項(第二号イを除く。)中「信託会社」とあるのは「信託会社から担保付社債に関する信託業務の委託を受けた者」と、同項第二号イ中「信託会社の」とあるのは「信託会社から担保付社債に関する信託業務の委託を受けた者の」とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第二條 信託会社は、法第八条ノ二において準用する信託業法第二十九條第四項において準用する同法第二十六條第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該委託者に対し、その用いる同項に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、法第八条ノ二において準用する

業法第二十九条第四項において準用する同法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

第四条 法第六十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する信託会社に係るものを除く。)は、信託会社(法第五十七条第二項に規定する場合にあつては、法第五十三条第一項に規定する前受託会社及び新受託会社をいう。以下この条において同じ。)の本店等(当該信託会社が法第三条の免許を受けた者にあつては本店又は主たる事務所をいい、当該信託会社が法第四条の規定により法第三条の免許を受けたものとみなされる者にあつては本店、主たる事務所又は信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店をいう。以下この条において同じ。)の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)に委任する。ただし、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第十条第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査

二 法第十一条の規定による命令(業務の全部又は一部の停止の命令を除く。)

三 法第十六条第二項及び第五十七条第二項の規定による質問及び

信託業法第二十六条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

立入検査

四 法（法）に基づく命令を含む。（ ）の規定による届出の受理

2| 前項第一号から第三号までに掲げる権限で信託会社の本店等以外の支店その他の営業所又は事務所（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長も行うことができる。

3| 前項の規定により、支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該検査等の結果、当該信託会社の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。